

安易な契約行為に要注意

クーリング・オフ*できる期間の例

8日間	電話勧誘販売、訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス含む)、訪問購入(訪問買取)、特定継続的役務提供(エステ等)
20日間	連鎖販売取引(マルチ商法)、業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法)

クーリング・オフの可能な期間内に販売会社に書面で通知(期間には契約書面を受け取った日を含める)

支払った代金は全額返金される

*一定の期間内なら無条件で解除できる制度です。

「自分は引っかけからない」と自信があった人も巧妙にだまされる悪質商法。成年年齢引き下げで、一八歳・一九歳の学生の被害が増えることが予想されます。マルチ商法、電話やSNSで会う約束をして勧誘するアポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法、送り付け商法、サイドビジネス商法など。聞いたことがありますか？悪質業者は、巧妙に個人情報聞き出します。そして、利益をちらつかせ、学生ローンで借金までさせて投資システムの売買など、さまざまな契約を結びせよとします。

「未成年者取消権」を行使できなくなる

今後、一八歳以上であれば、親の同意がなくても契約ができるようになるため、「未成年者取消権」での契約取消はできません。問題のある契約ではないか、契約時には必ず親やまわりの人に相談することが大切です。契約を解除したいときは、「クーリング・オフ制度」を利用する、消費生活センターや学生課に相談する、などの対策を取りましょう。

知らないうちにこんなトラブルが起きるかも…

自分では「儲かる」「成長につながる」など良い話だと思っていたとしても、友人に紹介し、勧誘をしてしまった場合、悪質商法の加害者にもなり得ます。悪質商法のなかには、例えば携帯電話をいくつも契約させ、それが特殊詐欺で使われていたといった重大な犯罪につながっていることなどもあります。友人関係にも影響が出てしましますので、被害にあわないだけでなく、加害者にならないことも気をつけましょう。

消費者法
専門教員からの
アドバイス



角田真理子教授
(法学部)
※国民生活センターで消費生活相談業務などの経験があります。

若者に多いトラブル…。軽率な契約に注意！

法定代理人の同意や未成年者取消権がなくなる、18歳、19歳が狙われると予想されます。若者のトラブルでは、オンラインゲームの高額課金、無料や低額の広告が実は「定期購入」契約で高額だったなどのネット関連が多く、SNSでの勧誘被害も多いので注意が必要です。学生の被害も多いマルチ商法やエステ契約などには、クーリング・オフ期間経過後の中途解約権もあるなど、さまざまな消費者保護のための特別法もありますが、まずは、安易な契約をしないことが肝要です。

トラブルに巻き込まれないために学ぼう



『フレッシュャーズのための
民法入門：第2版』
(今尾真教授、大木満教授、
黒田美亜紀教授、伊室亜希子教授
共編著／成文堂)

まずはトラブル事例を知ることが大切です。国民生活センターや横浜市消費生活総合センターのサイト、「東京くらしWEB」なども参考になります。国民生活センターの公式LINEや横浜消費生活総合センターのメルマガ「週刊はまのタスケ・メルマガ」に登録をすると最新のトラブル状況などがわかります。座談会にも登場した、民法を専門とする教員の著書でも法律について解説しています。トラブル予防のため、そして起きてしまったときに解決するための知識をつけ、相談先などの情報を得ておきましょう。

契約に関するトラブルなど、学生生活での困りごとがあるときは学生課に相談してください。

【学生課】(白金キャンパス本館1階) Tel: 03-5421-5155 E-Mail: gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp
【横浜学生課】(横浜キャンパス1号館1階) Tel: 045-863-2030 E-Mail: gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

困ったときは
学生課窓口へ

成年年齢変更で変わる事・変わらない事

18歳(成年)になったらできること

- 親の同意のない契約(携帯電話、ローン、クレジットカード作成、一人暮らしの部屋を借りるなど)
 - 10年有効のパスポートを取得する
 - 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
 - 結婚(女性の結婚可能年齢を16歳から18歳に引き上げ)
 - 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許取得は従来どおり「18歳以上」

20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)

- 飲酒 ・喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権(馬券など)を買う
- 養子を迎える ・大型/中型自動車運転免許の取得

出典：政府広報オンライン
https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html

注意！被害者だけでなく、加害者にもならないように。

費者教育が開始されていますが、大学生は狭間にいるかも。ネットトラブルも心配です。

伊室 マルチ商法で「勧誘するとマージンが入る」とか「法には触れないよ」などの甘い言葉で、友人を誘ってしまったり、自分が被害者になるだけでなく加害者になる恐れもあります。こういう事件は実際に起きています。

伊室 少し大変なことを話して

大人になるってどんなこと？

伊室 投資の勧誘なども要注意です。何かあったら、学生課や消費生活センターに相談！と覚えておきましょう。

きました、どんな大人になりたいと思いますか？

青木 リスクを考えるとときりがありませんが、判断力と行動力を身につけて、振り返ったとき後悔しない大人になりたいです。

齋藤 大人には知識と経験があります。子育て中の友人は大人っぽく、自分との差を感じました。物事に関心を持ち、気をつけつつ楽しめたらと思います。

辻 主体的に判断できる大人として社会で活躍したいです。子どもには戻れないから、若い時に楽しみたい気持ちもあります。

鈴木 成年に見合った行動をとりたいです。今は親元でぬくぬく過ごしていますが、行動に責任が持てる大人になって、社会の役に立つ人になりたいです。

埴 大人は行動に責任が伴いますが、自分で判断して行動できることが増えます。行動するものがない自由です。自由の捉え方を間違えなければ、楽しい生活が送れると思っています。

自覚と責任を持ち、大人として行動しよう。



伊室 法律では「成年」でも、「大人」にはジワジワなるものとも言えますね。大人もみんな一人ではないので、何かあったら相談しながら過ごしましょう。

今尾 自覚と責任を持って生活すると充実するし、やりがいや満足感もあります。今、意識できなくても、遠くない将来になるべき「大人」を目標に置いて学んでいけるといいですね。

黒田 大人とは自分が選択したことに責任を持ち、最後までやり遂げるものだと思います。コロナ禍で人と会ったり、いろいろな経験をしたりしづらいこの頃ですが、できることに挑戦していきましょう。

- ▽ AOKI Yoshinori
- ▽ SUZUKI Yuuka
- ▽ HANAWA Momoka
- ▽ TSUJI Shunosuke
- ▽ SAITO Mona

改めて消費者問題に気をつけようと思いました。法学部生として知らなかったです。大学で学んだことを生かしていきたいです。

どうしたらトラブルに巻き込まれないかということだけでなく、自分が守る、被害にあわない社会を作る、教育するという立場でも考えたいです。

いろいろな人と話して、考えられてよかったです。新成人のトラブルは多くあるかもしれませんが、これからの知識を吸収して判断していきたいです。

先生方とこんなにたくさん話したのは初めてでした。先輩の話も聞いていい経験ができました。これからも知識を吸収していこうと思います。

緊張しつつも楽しみながら話せてよかったです。大人になるためにどうしていくべきか、いろいろ考えさせられるいい機会でした。

